

第2回緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会 議事録

第1 日 時 令和5年（2023年）8月2日（水曜日）14：00～16：35

第2 場 所 慈恵病院マリア館4階会議室

第3 参加者

- 1 対 面：森座長、高木委員、石黒委員、藤林委員、柏木委員、安發委員、
姜委員、傘委員、秋月委員、駒井委員、光安委員、古閑委員、
蓮田健委員
- 2 オンライン：床谷委員、安保委員、サンティアゴ委員、大場委員、蓮田真琴委員

第4 内容

- 1 開会
- 2 ドイツの取組について
柏木委員による説明が行われた。
- 3 フランスの取組について
安發委員による説明が行われた。
- 4 韓国の取組について
姜委員による説明が行われた。
- 5 意見交換
委員の意見交換が行われた。主な意見は、別紙のとおりである。
- 6 閉会

第2回緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会
意見交換で出た主な意見

【ドイツの取組について】

- 内密出産に関する法律はあるが、女性が匿名で出産する権利は明文化されていない。
あえて「内密」という言葉を用いており、内密出産であれば出自を知る権利もあわせて守られるだろうという考えがあった。
- 母親との信頼関係を築くことでできるだけ出自情報を残してもらい、母親の生みたい気持ちを尊重しながらどうやって母子の支援をしていくべきかドイツでは議論されてきた。
- どこまでが出自情報なのかは定まっていない。名前、出生日、出生地くらいが出自情報であるというざっくりとしたイメージはあるが、その是非について問題提起もされている。

【フランスの取組について】

- 誰でも匿名かつ無料で病院において出産できることから、赤ちゃんポストは存在しない。
- 匿名出産の制度の認知度を高めることで、自宅出産という危険な選択がされないよう工夫している。妊娠検査や出産のための費用も全部無料である。※1
- 親としての役割を果たさなければ、親権停止の手続がされて、養子縁組が可能になる。※2
- 2003年にCNAOP（国家諮問機関）が創設された。CNAOPは、匿名出産を希望する女性に関する書類を管理し、生まれた子どもが実親との再会を希望するときに実親が住んでいる各県の児童相談所職員とともに支援する役割を担っている。※3

【韓国の取組について】

- 養子縁組が減ってきた背景として、母親が自分で育てるための支援が増えたことがある。
- 海外養子縁組が200ケースを超えているのは、施設よりも家庭養育という考えがあるから。障がいをもった子どもや家庭に戻れない子どもの年齢が高くなる前に、国内での養子縁組が難しい場合には海外養子縁組を選択できる余地を残している。
- 個人情報の管理が民間任せから国の責任へと変わっていったのは、韓国には国際的に生き残ることへの危機感があり、国際的な動きに敏感だからだと思う。

【日本の状況について】

○社会的養護の下で育つ子どもは、いくら辿っても親が分からないというケースも多く、ずっと追いかけていくことがある。

【子どもの出自を知る権利と女性の権利の法的根拠について】

○日本において、子どもの出自を知る権利がどこまで具体的に保障されているか、女性の匿名・内密で生む権利の根拠はどこにあるのかを整理し、この2つの権利が衝突するときにどう比較できるのかということについて一定の答えを出すことが、出自を知る権利を日本でどのように成立させていくかにつながるのではないかと考える。

○匿名出産ができる権利と出自を知る権利との対立構造以外の視点をもたないと、着地点を見いだせないかもしれない。

○母親は、子どもを生むという生命レベルの責任は果たしている。その上で、子どもに出来る限り出自情報を残してもらうため、母親に受容的な対応をし、信頼されるような関わり方が大事である。

○安全に生まれたから出自を知る権利が制限されるということではなく、緊急下で生まれた子どもについても、子どもである限り等しく出自を知る権利が保障されなければならないという前提で議論する必要があると思う。

会議後に提出された委員からの補足事項（令和5年（2023年）9月4日追加）

【フランスの取組について】

○※1について

妊娠検査だけでなく、妊婦健診や中絶や出産のための費用が全部無料であることがケアにつながるための土台としてある。匿名出産制度と並行して心理的社会的支援がある。

○※2について

「親としての役割を果たさなければ」とは、「親としての役割を果たそうという意思を行動で示さなければ」の意味である。

○※3について

CNAOP は、3つの役割を担っている。1つ目は匿名出産制度が各県の全ての医療機関で滞りなく運用されるよう監視・統括する役割、2つ目は匿名出産を希望する女性に育てたい場合の支援の説明をし、匿名出産制度の説明と情報を管理する役割、3つ目は匿名出産で生まれた子どもの出自に関する問い合わせプロセスを支える役割である。

○生命が守られる権利の方が出自を知る権利より重く、生命を尊重する権利を追求するための匿名出産制度と位置付けている。

○女性も認知するか選択する。男性は、裁判で認知を求められたにもかかわらず出頭しなかったり DNA 検査に応じないときは、父親と確定し、養育費の支払いが義務付けられる。

○匿名出産の制度があることで、妊婦が追い詰められることなく相談できる。